

2026年1月30日

### 所在不明組合員のみなし自由脱退の処理について

#### 【みなし自由脱退とは】

2025年11月30日を基準日として、2年以上住所変更届がされておらず、通常総会招集通知書や季刊誌等が宛先不明で返送されて所在が確認できず、かつ、1年以上継続して生協の事業利用、出資金の増減資、組合員情報の変更の実績がない組合員を言います。

定款第10条（自由脱退）および所在不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約に基づき、下表の組合員（21人）を「みなし自由脱退対象者」とし、2026年3月31日付けにて自由脱退処理を行います。

「みなし自由脱退対象者」は、「本部事務所や施設の掲示板」および「生協のホームページ」にて組合員番号をもってお知らせします。また、本部事務所には、「みなし自由脱退対象者」の名簿を備え置きます。

つきましては、組合員番号をご確認のうえ、住所変更届を行っていただきますようお願い申し上げます。

さっぽろ高齢者福祉生活協同組合

#### みなし自由脱退対象者（組合員番号）

0161	0198	0220	0550	0671
1020	1138	1189	1326	1331
1565	1589	1615	1643	1872
2164	2199	2488	2501	2753
2813				